

南砺市 市報広告掲載事業実施要項

1 趣旨

南砺市広告掲載要綱（平成 19 年告示第 31 号。以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、市が発行する市報（以下「市報」という。）に有料広告を掲載することについて必要な事項を定める。

2 市報の概要

| 名称 | 発行部数及び配布状況 |
|-------|---|
| 広報なんと | 18,000 部/月 自治会を通じて市内全世帯に配布しているほか、市外送付希望者に約 600 部を送付している。 |

3 広告の種類、規格等

(1) 掲載する広告の種類

掲載する広告は、市が指定するページに広告を掲載する「紙面広告」とする。

(2) 規格、枠数、掲載位置及び掲載料、割引率

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 規格 | 大きさ：縦 53 ミリ、横 89 ミリ 形式：JPEG 又はテキスト (テキストの場合、イメージを添付すること) |
| 掲載位置 及び枠数 | 「なんとインフォメーション」最終ページなど 6 枠 白黒 |
| 掲載料 | 月額、1 枠あたり 20,000 円 (税込) |

なお、広告掲載を希望する者があらかじめ連続した複数月の継続掲載を申し込み、及び広告掲載料を一括納付する場合は、掲載月数に応じて、掲載総額に次の表の割引率を乗じて得た額を割引くものとする。

| 連続掲載月数 | 割引率 |
|---------------|----------|
| 3 箇月 | 5 パーセント |
| 4 箇月から 6 箇月 | 10 パーセント |
| 7 箇月から 9 箇月 | 15 パーセント |
| 10 箇月から 12 箇月 | 20 パーセント |

(3) 掲載期間

1 号単位とし、連続して複数号掲載することができる。

4 掲載期間、申込手続等

(1) 掲載希望者の募集

市報、ホームページ、CATV行政番組等で随時募集する。

(2) 募集期間

広告掲載を希望する号の前々月 15 日（15 日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下これらを「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。）まで。

(3) 申込方法

広告掲載申込書（要綱様式第 1 号）に必要事項を記入し、下記の必要書類を添えて情報政策課まで郵送又は提出するものとする。なお、希望者は、募集期間内において複数月の掲載を申し込むことができる。

<添付書類>

- ① 身分を証明できるものの写し（個人申込の場合）
- ② 会社・法人の登記簿抄本又は登記事項証明書の写し
- ③ 所在市町村の納税証明書（個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税のうち該当するもの）
- ④ 掲載する広告原稿案

※南砺市指名競争入札参加資格者は、②、③不要

(4) 審査

要綱及び南砺市広告掲載基準の規定により審査し、疑義が生じる場合は、南砺市広告審査委員会で掲載の可否を決定する。

(5) 結果の通知

広告掲載決定通知書（要綱様式第 2 号）又は広告非掲載決定通知書（要綱様式第 3 号）で申込者に通知する。

5 広告の掲載

(1) 掲載原稿の作成及び提出先

広告原稿は、広告主の責任において作成するものとし、掲載号の前月 5 日（5 日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。）までに情報政策課に提出するものとする。

(2) 広告原稿の内容、デザイン等の審査及び協議

広告原稿の内容、デザイン等が市の信用性、信頼性等を損なうことがないよう必ず広告主と協議する。

(3) 広告掲載の変更、取消し及び取下げ

要綱第 13 条、第 14 条及び第 15 条の規定による。

6 広告掲載料の納入

広告掲載料は、広告掲載決定通知書（要綱様式第 2 号）とともに送付する納入通知書により、掲載号の前月 10 日（10 日が休日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。）までに納入するものとする。